3 (1) 借款は、ヨルダンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる「生産物」という語は、この了解の中で用いるときはいつでも、資材を含む。)。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ヨルダン・ハシェミット王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン(国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。)に従って調達されることを確保する。

5 ヨルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してヨルダン・ハシェミット王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためヨルダン・ハシェミット王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ヨルダン・ハシェミット王国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c) 供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施のため供給者又は請負業者は役務の供給から生ずる所得に関してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してヨルダン・ハシェミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 ヨルダン・ハシェミット王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びヨルダン・ハシェミット王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 ヨルダン・ハシェミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月十四日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国
日本国特命全権大使　小菅淳一

ヨルダン・ハシェミット王国駐在
計画・国際協力大臣　ジャアファル・アベッド・ハッサン閣下

(ヨルダン側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年八月十四日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国
計画・国際協力大臣　ジャアファル・アベッド・ハッサン

ヨルダン・ハシェミット王国駐在
日本国特命全権大使　小菅淳一閣下

○外務省告示第二百九十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年八月八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年八月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年8月8日	2008年9月9日	MS4169385

○厚生労働省告示第四百八十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第12部として次のように加える。

第12部　追補(8)

内

品名	規格単位	薬価円
(い)		
インライタ錠1mg	1mg1錠	2,006.20
インライタ錠5mg	5mg1錠	9,094.40
(け)		
ケアラム錠25mg	25mg1錠	150.50
(こ)		
コルベット錠25mg	25mg1錠	150.50
(て)		
テネリア錠20mg	20mg1錠	207.70
(れ)		
レキップCR錠2mg	2mg1錠	273.60
レキップCR錠8mg	8mg1錠	941.40